

平成23年8月5日

消費者庁

## 被災地への専門家の派遣先

自治体名	派遣先	派遣内容	
	相談窓口	派遣専門家	派遣時期等
岩手県	宮古地域振興センター消費生活相談室	弁護士 1名	毎週火曜日(6月7日～7月26日終)
	↓ 7月28日(木)以降、新たに開設される以下の総合窓口へ派遣 ↓		
	(沿岸広域振興局(宮古))	(弁護士 1名)	(毎週火曜日(8月2日～))
		(司法書士 1名)	(毎週水曜日(8月3日～))
		(建築士 1名)	(毎週木曜日(7月28日～))
		(土地家屋調査士 1名)	(毎週金曜日(7月29日～))
		(税理士 1名)	(毎週月曜日(8月1日～))
	大船渡地域振興センター消費生活相談室	弁護士 1名	毎週水曜日(6月8日～7月27日終)
	↓ 7月28日(木)以降、新たに開設される以下の総合窓口へ派遣 ↓		
	(沿岸広域振興局(大船渡))	(弁護士 1名)	(毎週水曜日(8月3日～))
		(司法書士 1名)	(毎週木曜日(7月28日～))
		(建築士 1名)	(毎週金曜日(7月29日～))
		(土地家屋調査士 1名)	(毎週月曜日(8月1日～))
		(税理士 1名)	(毎週火曜日(8月2日～))
	(県北広域振興局(久慈))	(弁護士 1名)	(毎週月曜日(8月1日～))
(司法書士 1名)		(毎週火曜日(8月2日～))	
(建築士 1名)		(毎週水曜日(8月3日～))	
(土地家屋調査士 1名)		(毎週木曜日(7月28日～))	
(税理士 1名)		(毎週金曜日(7月29日～))	
(沿岸広域振興局(釜石))	(弁護士 1名)	(毎週木曜日(7月28日～))	
	(司法書士 1名)	(毎週金曜日(7月29日～))	
	(建築士 1名)	(毎週月曜日(8月1日～))	
	(土地家屋調査士 1名)	(毎週火曜日(8月2日～))	
	(税理士 1名)	(毎週水曜日(8月3日～))	
宮城県	県消費生活センター	弁護士 1名	毎週木曜日(5月12日～) ※8月より隔週派遣予定
宮城県女川町	災害相談窓口(無料法律相談)	弁護士 1名	毎週金曜日(7月1日～)
福島県	県消費生活センター	弁護士 1名	毎週月曜日(5月30日～)
福島県福島市	生活安定総合相談窓口と消費生活センターによる合同相談窓口	弁護士 1名 建築士 1名	毎週火曜日(6月7日～)
福島県伊達市	消費生活センター及び災害総合窓口	司法書士 1名	毎週火曜日(5月23日～)
		建築士 1名	毎週火曜日(6月14日～8月30日終)
		弁護士 1名	毎週水曜日(6月1日～)
福島県相馬市	災害相談窓口	司法書士 1名	毎週月～金曜日(5月23日～)
		税理士 1名	毎週月～金曜日(6月6日～)
		土地家屋調査士 1名	毎週月～金曜日(6月6日～)
		行政書士 1名	毎週金曜日(6月10日～)
		弁護士 1名	毎週月～金曜日(6月21日～)
福島県南相馬市	災害相談窓口、避難所等	弁護士 1名(土日は4名)	毎日(6月23日～)
福島県新地町	災害相談窓口	弁護士 1名	毎週火・木曜日(6月23日～)
(茨城県下妻市)	(消費生活センター)	(弁護士 1名) (建築士 1名)	(7月31日)

※上記の( )は派遣予定の内容。